

令和3年11月期 定例教育委員会会議・会議録

- ・開催日時 令和3年11月18日（木）
午前10時00分から午前10時40分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 古山美穂
- ・説明者 教育次長 森井克則
学校教育室長 東浩朗
生涯学習室長兼
世界遺産・文化財総合管理室長 淋信行
学校教育室理事兼
食育・給食課長兼 金森淳
学校給食センター所長
学校教育課長 小林弘典
社会教育課長 寺元正治
スポーツ振興課長 梁川泰延
- ・事務局 教育総務課長 木村弘子
教育総務課主幹 芝池淳子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第25号
羽曳野市教育委員会評価委員会委員の委嘱について

日程第 4 議案第 26 号
指定管理者の指定について

日程第 5 議案第 27 号
令和 3 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 12 号）
（教育委員会関係）（案）について

日程第 6 報告第 16 号
後援名義の使用許可について

日程第 7
その他
・ 日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

●会議に先立ち、教育総務課長より次のとおり報告がありました。

《教育総務課長》

令和 3 年 10 月 12 日に開催されました令和 3 年羽曳野市議会第 3 回定例会本会議におきまして、多田委員の任命に係る同意について議案を提出させていただき、議会の同意を得ました。

先日、11 月 4 日に山入端市長より辞令交付を行い、引き続き再任いただくこととなりましたのでご報告させていただきます。

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 10 月 21 日に、図書館を使った調べる学習コンクール審査会が行われました。
- (2) 10 月 23 日に、応神天皇陵外濠外堤コスモスの摘み取りが行われました。
- (3) 11 月 1 日に、令和 3 年度近畿市町村教育委員会研修大会が行われました。
- (4) 11 月 2 日に、校長会を行いました。
- (5) 11 月 3 日に、市民表彰式が行われました。
- (6) 11 月 4 日から、市民ギャラリーにてダルビッシュ有投手特別展示会が開催されています。
- (7) 11 月 5 日に、教頭会を行いました。
- (8) 11 月 6 日に、市長杯グラウンド・ゴルフ大会が行われました。
- (9) 11 月 7 日に、市長杯ウェイトリフティング選手権大会が行われました。
- (10) 11 月 10 日に、園長会を行いました。
- (11) 11 月 12 日に、はびきの埴生学園において、人権教育推進事業（国・府の研究指定発表）が行われました。
- (12) 11 月 15 日に、学校給食センター運営委員会が行われました。また同日に、図書館を使った調べる学習コンクール表彰式が行われました。

日程第 3 議案第 25 号

羽曳野市教育委員会評価委員会委員の委嘱について

●教育総務課長より、資料に基づき、羽曳野市教育委員会評価委員会委員の委嘱について説明があり、承認を求めました。

《教育総務課長》

執行機関の附属機関に関する条例及び羽曳野市教育委員会評価委員会規則により設置された羽曳野市教育委員会評価委員会委員の任期が、本年 11 月 24 日をもって満了となるため、引き続き令和 3 年 11 月 25 日から令和 5 年 11 月 24 日までの 2 年間の任期で、評価委員会委員を 3 名選任し委嘱するものです。

委員については、別紙「委員名簿（案）」のとおり、学識経験者で、いずれも再任となります。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 4 議案第 26 号

指定管理者の指定について

●社会教育課長及びスポーツ振興課長より、指定管理者の指定について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》【社会教育課】

指定管理者の指定について説明させていただきます。

令和 4 年 3 月 31 日をもって指定期間が終了する、生活文化情報センター（L I C はびきの）について、令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間にわたり、株式会社みのりの里を指定管理の候補者として、指定管理者選定等委員会にて選定されました。

その選定結果に基づく指定管理の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決が必要となります。

市議会に議案を提出する前に教育委員の皆様へ承認をいただきたく、教育委員会議の議案として提出させていただきます。

《スポーツ振興課長》【スポーツ振興課】

趣旨としましては、先ほどのL I Cはびきのの議案と同じです。

スポーツ関係の施設につきましては、4つ書かせてもらっていますが、6施設となります。近隣の施設については、併せて管理してもらうため4事業者となります。

令和元年度から令和3年度までが指定管理期間で、今年度で指定管理が切れますので、来年度からの指定管理者の指定ということになります。ひとつ目が、総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）です。来年度から3年間。ふたつ目の市民体育館と隣接するテニスコートを一体的に1年間。3つ目のグレープヒルと駒ヶ谷テニスコートが1年間。最後にグラウンド・ゴルフ場で、近隣にある道の駅と一体的に指定管理者を指定する予定です。これについては、7月の教育委員会議で規則改正ということで、お諮りさせてもらった件なんですけども、これについては5年間の指定を予定しています。

1年、3年、5年とか期間がバラバラですが、基本的には、これまで3年間で指定管理をお願いしていました。今回から公募施設については、先行投資という観点もありますので5年間に、非公募については、3年間で基本的な考え方としています。コロセアム、市民体育館については、非公募ですので基本3年間。グレープヒルについては、公募とする予定なので5年間で基本だったんですけども、グレープヒルと市民体育館について1年間となっているのは、両施設ともかなり老朽化してきております。本来であれば、3年とか5年でお願いする形になるんですけども、大規模改修するのとかそもそもあり方も含めて、今年度一定の方向性を確定させようという形で動いています。そういう状態の中で、3年とか5年とか指定管理をお願いするのはなかなか難しいということで、まず1年間にさせてもらって、再度また来年に同じように指定管理を選定させていただくという形になりますので、1年間だけお願いするという形で議会へ上程する予定となっています。

《多田委員》

公募と非公募の違いというのはどういうところですか。

《スポーツ振興課長》

基本的には、売上等があるような施設は、原則的には公募する方向で考えていますが、コロセアムや市民体育館、L I C等は長年、施設管理公社の頃から施設の管理をしてもらっていて、そこがみのりの里に吸収合併になっており、一定長年のノウハウもありますし、雇用のことも含めて、非公募という形にしています。

《多田委員》

施設の維持管理費というのは、基本的には市が持つ費用ですか。

《スポーツ振興課長》

指定管理料という形でお支払いします。なお、施設を利用した利用料は指定管理者へ直接入る形となります。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第27号

令和3年度羽曳野市一般会計補正予算(第12号)(教育委員会関係)
(案)について

●学校教育室理事、社会教育課長及びスポーツ振興課長より資料に基づき令和3年度羽曳野市一般会計補正予算(第12号)(教育委員会関係)(案)について説明があり、承認を求めました。

《学校教育室理事》【食育・給食課】

資料1行目の食育・給食課です。債務負担行為の補正となります。

中学校給食について、令和3年度当初予算要求及び査定の時点で、全員給食の実施についての方針が定まっていなかったため、調理業務等委託の予算は、令和3年度末、令和4年3月末までの計上となっていました。よって、現委託契約は、令和4年3月末までとしています。

今年度に入り、中学校全員給食の実施に向け、概ねの検討スケジュールが定まり、その検討期間中は、引き続き、現状の選択制での民間事業者によるランチボックス方式で実施することとなります。

令和4年度すぐに提案競技による業者選定に着手し、令和4年9月、つまり令和4年度の2学期から「複数年の委託契約」とすることが有益であると考えますので、今年度中に、現契約を4か月、令和4年8月末まで延長するため、債務負担行為の補正を行うものです。限度額は29,626千円です。

《学校教育室理事》【給食センター】

資料2行目の給食センターです。システム改修委託料555千円の追加補正です。

小学校給食について、令和4年4月から第1センター分を民間事業者へ調理等委託することに伴い、現在運用しています、給食発注管理システムのプログラムや帳票等の修正が必要となることから補正を行うものです。

《社会教育課長》 【社会教育課】

議案第 27 号で、羽曳野市立生活文化情報センター（L I Cはびきの）の指定管理者の指定について承認いただきましたが、令和 3 年度中に基本協定を結ぶことになります。基本協定を結ぶにあたり予算の措置が必要となることから、指定管理者への指定管理料について債務負担行為の補正を行うものです。

《スポーツ振興課長》 【スポーツ振興課】

社会教育課の説明と趣旨は同じです。6 施設 4 事業者の指定管理者への指定管理料について債務負担行為の補正を行うものです。

《多田委員》

金額はまだ決まってないんですか。補正額がゼロになっていますが。

《スポーツ振興課長》

先日、選定等委員会の方で提案書が出てきており、この金額でやりますよというような一定金額等はほぼ決まっています。指定管理者と今年度、2 月に基本協定を結びますが、その時の基本協定に関しましては、金額は抜きで、こういう管理や自主事業、期間、1 年、3 年、5 年してもらいますといった基本協定を結びます。その基本協定に金額は入れない形になっていますので、債務負担には具体的な金額は入れていません。金額については、各年度の当初予算で計上し、年度初めの 4 月 1 日に金額を含めた年度協定を締結する流れとなっています。

《生涯学習室長》

当該年度の支出がないということで、補正額はゼロになっています。令和 3 年度中の支出がないということです。梁川課長が言いましたように、令和 4 年度以降は、当初予算として金額は出てくるんですけど、ここの補正額は食育・給食課も同じなんですけど、令和 3 年度の支出はありません。ただ、契約行為等は発生するので、令和 4 年度以降の債務を負担するという事で補正しています。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 6 報告第 16 号
後援名義の使用許可について

●教育総務課長より、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課長》

前回の教育委員会議以後に専決処分を行ったもの 1 件になります。

専決日令和 3 年 10 月 29 日、団体名は「羽曳野市スポーツ少年団」です。

後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《各委員意見・質問なし》

日程第 7 その他

(1) 社会教育課長より、令和 3 年度成人式について案内がありました。

(2) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 12 月定例教育委員会議を、12 月 23 日（木）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前 10 時 40 分